平成２３年（フ）第２１号
静岡県富士宮市山本350番地の４ハイツマツゾエＣ－201、前住所静岡県富士市岩本1930番地の１
破産者　山形　昭義
１　決定年月日　平成23年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第１７２１号
愛知県瀬戸市坂上町504番地
破産者　有限会社松岡建築
１　決定年月日　平成23年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７０号
三重県松阪市大足町739番地　メゾンドゆきＣ－102、開始決定時の住所三重県松阪市東町556番地　レオパレスフラワーハイム102
破産者　岩井　　勇
１　決定年月日　平成23年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第５７７号
滋賀県栗東市六地蔵1088番地
破産者　株式会社西匠エンジニアリング
１　決定年月日　平成23年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５７８号
滋賀県野洲市大篠原3252番地１
破産者　株式会社西匠テクニカル
１　決定年月日　平成23年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２４９号
滋賀県湖南市岩根1098番地
破産者　亡園田隆雄相続財産
１　決定年月日　平成23年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６０１号
神戸市中央区北長狭通３丁目12番14号ザ・ベガ・トアロード
破産者　株式会社ＪＳＳ
１　決定年月日　平成23年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２３号
群馬県みどり市笠懸町阿左美343番地１
破産者　加藤　英明
１　決定年月日　平成23年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第６３号
群馬県みどり市大間々町大間々482番地16
破産者　株式会社三喜工業
１　決定年月日　平成23年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第６４号
群馬県みどり市大間々町大間々482番地16
破産者　土地　英義
１　決定年月日　平成23年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第７０号
群馬県桐生市相生町１丁目353番地の２
破産者　常正織物有限会社
１　決定年月日　平成23年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第７１号
群馬県桐生市相生町１丁目353番地の３
破産者　常見　政男
１　決定年月日　平成23年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第１７９７号
横浜市都筑区仲町台２丁目１番19号
破産者　有限会社ライフステーション
１　決定年月日　平成23年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３７６号
川崎市麻生区東百合丘２丁目40番18号
破産者　株式会社レントミ工業
１　決定年月日　平成23年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第３９２号
川崎市高津区久末1955番地９
破産者　有限会社ダルマ商工
１　決定年月日　平成23年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第７３号
富山県高岡市太田23番地の２
破産者　株式会社ホテル雨晴
１　決定年月日　平成23年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第２６４号
金沢市大河端町ホ114番地１
破産者　有限会社三沢建設
１　決定年月日　平成23年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第６２号
山口県岩国市多田１丁目105番地５
破産者　株式会社山縣建材店
１　決定年月日　平成23年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第１０６号
香川県高松市城東町１丁目８番12号
破産者　森本海運株式会社
１　決定年月日　平成23年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第５０号
北海道苫小牧市宮の森町２丁目18番20号、開始決定時北海道苫小牧市柏木町４丁目８番20号
破産者　加勢　秀広
１　決定年月日　平成23年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第１０８号
北海道苫小牧市新中野町３丁目13番５－202号
破産者　北村　安子
１　決定年月日　平成23年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第３６０号
仙台市青葉区落合５丁目３番57号　小豆田コーポ２
破産者　大友　良子
１　決定年月日　平成23年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係